

建築物の高さの制限について(道路斜線勾配)

- 新築・増改築の際には、
前面道路の反対側の境界線からの水平距離に、1.25を乗じた数値以下にする必要があります。
- 既存の建物については、増改築等を行わなければ高さの制限はありません。
※なお、建物が前面道路の境界線から後退して建てられる場合には、前面道路の反対側の境界線は、後退した距離に相当する分だけ外側にあるものとみなされます。

